山陽小野田市環境衛生センター
長期包括運転管理事業

要求水準書

令和３年７月

山陽小野田市

目　　次

第１章 総則 1
　第１節 計画概要 1
　　１． 一般概要 1
　　２． 事業の名称 1
　　３． 事業実施場所 1
　　４． 本事業の内容 1
　　５． 対象施設 1
　　６． 事業期間等 3
　　７． 運転教育 3
　　８． 委託費の支払い 3
　第２節 一般事項 4
　　１． 基本方針 4
　　２． 要求水準書記載事項 4
　　３． 関係法令等の遵守 4
　　４． 生活環境影響調査書の遵守 5
　　５． 市及び官公庁等の指導等 5
　　６． 官公庁等申請への協力 6
　　７． 市及び所轄官庁への報告 6
　　８． 市の検査 6
　　９． 基本性能 6
　　１０． 保険への加入 6
　第３節 運転・維持管理業務条件 7
　　１． 処理対象ごみ 7
　　２． 処理条件 8
　　３． 公害防止基準 8
　　４． 焼却灰、飛灰引取条件 10
　　５． ユーティリティー条件 11
　　６． 貸与物件 11
　　７． 事業期間終了時の引渡し条件等 12
第２章 運転・維持管理体制 13
　第１節 組織計画 13
　　１． 業務実施体制 13
　　２． 総括責任者 13
　　３． 副総括責任者 13
　　４． 有資格者の配置 13
　第２節 連絡体制 14
　第３節 緊急時対応 14

第４節 地域貢献 14
１． 地域経済への貢献 14
２． 地域社会の活動 14
第５節 災害発生時等の協力 14
第６節 事故発生時の対応 14
第３章 搬入管理業務 15
第１節 受付時間 15
１． 燃やせるごみ（大型ごみ含む） 15
２． 資源ごみ 15
第２節 搬入管理 15
１． 搬入ごみの受入 15
２． 展開検査 15
３． 搬入禁止物への対応 15
４． 処理不適物への対応 16
第４章 運転管理業務 16
第１節 本施設の運転管理業務 16
１． 本施設の運転 16
２． 運転時間 16
３． 車両の仕様 16
４． 適正運転 16
５． 運転計画書 16
６． 運転管理マニュアル 17
７． 運転記録 17
８． 業務活動に伴い発生する廃棄物の処理 17
第２節 プラント用中水及び浸出水送水設備の運転管理 17
第５章 維持管理業務 18
第１節 本施設に係る維持管理業務 18
１． 調達計画 18
２． 点検・検査計画 18
３． 補修・更新計画 18
４． 建築設備の点検・補修 20
５． 建屋の点検・補修 20
６． 外構施設の点検・補修 20
７． 改良保全 20
第２節 精密機能検査 20
１． 精密機能検査の実施 20
２． 実施頻度 21
第３節 長寿命化総合計画 21
１． 施設保全計画 21

２．　延命化計画 21
第４節 本事業終了時の対応 21
第６章 環境管理業務 22
第１節 本施設に係る環境管理業務 22
１．　環境保全計画 22
第２節 性能未達等の場合の対応 23
１．　停止基準及び要監視基準 23
２．　要監視基準値を超過した場合の対応 24
３．　停止後の対応 24
第７章 安全衛生管理業務 26
第１節 本施設に係る安全衛生管理業務 26
１．　労働安全衛生・作業環境管理 26
２．　作業環境保全基準 26
３．　作業環境保全計画 26
第８章 防災管理業務 28
第１節 本施設に係る防災管理業務 28
１．　二次災害の防止 28
２．　緊急対応マニュアルの作成 28
３．　自主防災組織の整備 28
４．　防災訓練の実施 28
５．　事故報告書の作成 28
６．　災害時への対応 28
第９章 情報管理業務 29
第１節 本施設に係る情報管理業務 29
１．　運転記録報告 29
２．　点検・検査報告 29
３．　補修・更新報告 29
４．　環境管理報告 29
５．　安全衛生管理報告 29
６．　防災管理報告 30
７．　情報管理 30
８．　その他管理記録報告 30
第１０章 その他関連業務 31
第１節 本施設に係るその他関連業務 31
１．　清掃 31
２．　植栽管理 31
３．　除雪 31
４．　防火・防災管理 31
５．　来場者対応 31

６．　住民対応 31
７．　施設警備・防犯 32
別紙 １　業務及び分担 33
別紙 ２　業務対象範囲 37
別紙 ３　費用負担 46
別紙 ４　特定調達品リスト 47
別紙 ５　補修履歴 48
別紙 ６　予備品・消耗品リスト 49

第１章　総則

「山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業　要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)は、山陽小野田市(以下、「市」という。)が計画する、山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)に対して要求するサービス水準を示すものである。

第１節　計画概要

１．一般概要

本事業は、市が整備した本事業の対象施設に関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運転・維持管理するものである。

２．事業の名称

山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業

３．事業実施場所

山陽小野田市大字小野田 7525 番地 2

４．本事業の内容

本事業は、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、情報管理業務及びその他関連業務からなる。

なお、市及び事業者の実施する業務及び分担については、別紙　１のとおりである。

５．対象施設

本事業の対象施設の概要は、表　１－１のとおりである。

本事業における業務対象範囲は、別紙　２のとおりである。

表 1-1　施設概要

項　目		内　容
施設名称		山陽小野田市環境衛生センター
供用開始		平成 27 年 4 月 1 日
敷地面積		11,372 ㎡
延床・建築面積	工場棟	延床：5798.36 ㎡、建築 3218.03：㎡
	計量棟	延床：143.92 ㎡、建築：109.44 ㎡
	車庫棟	延床：324.70 ㎡、建築：434.70 ㎡
	洗車棟	延床：117.60 ㎡、建築：117.60 ㎡
	洗車棟助燃油移送ポンプ室	延床：6.08 ㎡、建築：6.08 ㎡
	計	延床：6390.66 ㎡、建築：3775.85 ㎡
炉形式		全連続ストーカ式焼却炉
施設規模		90t/24h（45t/24h×2 炉）
熱灼減量		5%以下
受入供給設備	ごみ	ピットアンドクレーン方式
	可燃性粗大ごみ	圧縮せん断式
	汚泥	受入：ホッパ及びスクリューコンベヤ方式 供給：コンベヤ及びポンプ方式 乾燥：キルン方式 搬送：コンベヤ及びホッパ方式
燃焼設備		ストーカ方式（横型）
燃焼ガス冷却設備		水噴射式
排ガス処理設備		バグフィルタ集じん方式 乾式（有害ガス除去装置＋ダイオキシン類除去装置＋無触媒脱硝装置）
給水設備	生活用水	上水
	プラント用水	上水、中水及び浸出水（ガス冷却水用）
排水処理設備	ごみピット汚水	炉内噴霧またはごみピットへの返送等
	プラント排水	施設内循環使用（無放流）
	生活排水	下水道放流
余熱利用設備	熱回収率	10%以上
通風設備		平衡通風方式
灰出し設備	焼却灰	灰バンカ貯留後場外搬出（セメント原料化）
	飛灰	飛灰サイロ貯留後ジェットパック車にて搬出（セメント原料化）
電気設備		高圧受電方式

６．事業期間等

運営準備期間：契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

乖離請求期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

乖離請求期間とは、事業者が本施設にかかる募集要項等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間をいう。なお、乖離請求の根拠となる点検・検査等については事業者にて実施すること。

運 営 期 間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで　8 年間

事 業 期 間：契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

７．運転教育

１）運転教育

事業者は、山陽小野田市環境衛生センター（以下、「本施設」という。）の運転に関して市と協議の上、運転教育及び関連業務の引継ぎを前運転受託者より受けなければならない。

２）運転員の確保

前運転受託者から運転教育を受ける要員については、予め事業者が確保すること。なお、当該要員の人件費、旅費交通費等については事業者の負担とする。

８．委託費の支払い

市は、本施設の運転・維持管理業務に要する対価(以下「委託費」という。)を、運営期間にわたり事業者へ支払う。

第２節　一般事項

１．基本方針

事業者は、本施設の運転・維持管理にあたって、以下の基本方針を遵守すること。

１）本施設の基本性能を発揮させ、処理対象物を安定的・衛生的、かつ、経済的に処理すること。

２）公害防止基準等を遵守し、周辺環境の保全に寄与すること。

３）本施設は、供用開始後 30 年以上の稼働を計画していることから、これに配慮した運転・維持管理を行うこと。

２．要求水準書記載事項

１）記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を運転・維持管理するために必要と思われるものについては、市の確認を得てすべて事業者の責任及び負担にて実施しなければならない。ただし、本事業に関係する法令、制度、許認可等が変更されたことにより、施設、設備の改造等を要するなど、市の責任及び負担にて実施する場合には、この限りではない。

２）参考図書の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運転・維持管理するために当然必要と思われるものについては、すべて事業者の責任及び負担において補足・完備しなければならない。

３．関係法令等の遵守

事業者は事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表　１－２に関係法令等の例を示す。

表 1-2　関係法令等（参考）

● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 建設業法 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 河川法 ● 道路法 ● 道路構造令 ● 農地法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法 ● 労働安全衛生法 ● 景観法	● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 ● クレーン構造規格 ● 日本産業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会標準規格(JEM) ● 日本電線工業会標準規格(JCS) ● 日本照明器具工業会規格(JIL) ● 日本油圧工業会規格(JOHS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 ● 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） ● 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他一般廃棄物処理施設編） ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策要綱 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ● 光害対策ガイドライン ● 事故由来放射性廃棄物により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン ● その他諸法令、規格等

４．生活環境影響調査書の遵守

事業者は、事業期間中、「山陽小野田市環境衛生センター建設に係る生活環境影響調査書」を遵守すること。また、事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

５．市及び官公庁等の指導等

事業者は事業期間中、市及び官公庁等の指導等に従うこと。

なお、法改正等に伴い、本施設の改造等が必要な場合、その費用は市が負担する。

６．官公庁等申請への協力

事業者は、市が行う運転・維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。

なお、運転・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

７．市及び所轄官庁への報告

本施設の運転・維持管理に関して、市及び官公庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

なお、官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応すること。

８．市の検査

市が事業者の運転や設備の点検等を含む運転・維持管理全般に対する立ち入り検査等を行う時、事業者は、その検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

９．基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設の各設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、各施設の設計を最終的に取りまとめた図書を表す。

１０．保険への加入

事業者は、事業期間中、労働災害保険及び第三者損害賠償保険等の施設運営上必要な保険に加入するものとし、第三者損害賠償保険は、下記の事業者が付保する保険を基本とする。ただし、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすることや提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

【事業者が付保する保険】

保険の対象：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：事業者

被 保 険 者：市、事業者

補償限度額：対人　1 名当たり 1 億円以上、1 事故当たり 10 億円以上

対物　1 事故当たり 1 億円以上

保 険 期 間：事業期間

免 責 金 額：なし

なお、市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険（契約類型１型賠償責任保険Ｃ型）を付保している。

第３節　運転・維持管理業務条件

１．処理対象ごみ

本事業の処理対象ごみは、市内から排出される可燃性（大型ごみを含む。）の収集ごみ、市民及び事業者が搬入する直接搬入ごみ、し尿・下水道汚泥及び台風水害等により発生する家屋等の古木材・家具等の災害廃棄物とする。

１）計画ごみ量

本事業における計画ごみ量は、次のとおりである。

表 1-3　計画ごみ量

項目＼年度	単位	実績			
		H28	H29	H30	H31/R1
総搬入量	t/年	22,526	21,770	21,271	21,593
燃やせるごみ（可燃性粗大ごみ含む）	t/年	18,709	18,060	17,723	17,706
生汚泥	t/年	3,817	3,710	3,548	3,887
し尿・浄化槽汚泥	t/年	829	881	832	847
下水道汚泥	t/年	2,989	2,829	2,716	3,040
焼却量	t/年	22,945	23,307	21,833	22,296

項目＼年度	単位	計画							
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総搬入量	t/年	20,704	20,571	20,324	20,135	19,941	19,800	19,550	19,355
燃やせるごみ（可燃性粗大ごみ含む）	t/年	17,213	17,102	16,897	16,740	16,578	16,461	16,254	16,092
生汚泥	t/年	3,491	3,469	3,427	3,395	3,363	3,339	3,296	3,263
し尿・浄化槽汚泥	t/年	824	819	809	801	794	788	778	770
下水道汚泥	t/年	2,667	2,650	2,618	2,594	2,569	2,551	2,518	2,493
焼却量	t/年	19,454	19,329	19,097	18,919	18,737	18,604	18,370	18,186

※ 汚泥は、受入れた生汚泥（14.8t/日）の一部を乾燥させ、9.5t/日まで減量して焼却することを基本とする。

※ 災害廃棄物は通常時は搬入されないため、ここでは計上していない。

※ 本表に示される処理対象物の年間処理量は、近年のごみ処理実績をもとに、参考用として設定したものであり、既策定の「循環型社会形成推進地域計画」や「一般廃棄物処理基本計画」の将来値に置き換わるものではない。

２）計画ごみ質

本事業の処理対象ごみの計画ごみ質は、次のとおりである。

表 1-4　計画ごみ質（1/2）

項　目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量（kJ/kg）		4,600	7,500	11,000
単位容積重量（kg/m³）		300	250	200
三成分（%）	水　分	62	53	43
	灰　分	6	6	6
	可燃分	32	41	51

表 1-5　計画ごみ質（2/2）

項　目	C	H	N	O	S	Cl
元素組成（%）（可燃分ベース）	54.8	8.5	1.0	35.3	0.01	0.4

２．処理条件

１）燃焼室出口温度は、850℃以上とする。

２）上記燃焼温度でのガス滞留時間は、2 秒以上とする。

３）集じん器の入口排ガス温度は、200℃以下とする。

４）煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度は、30ppm（$O_2$12%換算値の 4 時間平均値）以下とする。

５）一酸化炭素濃度瞬時値のピークが極力 100ppm を超えない（5 回/時以下程度）ようにする。

３．公害防止基準

本施設の公害防止基準は、次のとおりである。

１）排ガス

表 1-6　排ガス基準値

項　目	基準値（乾きガス、$O_2$12%換算）
ばいじん	0.02g/m³N 以下
硫黄酸化物（SOx）	50ppm 以下
窒素酸化物（NOx）	100ppm 以下
塩化水素（HCl）	100ppm 以下
水銀	50 μg/m³N 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m³N

2）排水

プラント系排水は、排水処理設備で処理した後、ガス冷却水として再利用する。

生活系排水は、下水道へ放流する。

3）騒音

定格負荷時、敷地境界線において次の基準値以下とする。

表 1-7 騒音基準値

項 目	基準値
朝（午前 6 時から午前 8 時まで）	65dB 以下
昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）	65dB 以下
夕（午後 6 時から午後 9 時まで）	65dB 以下
夜間（午後 9 時から翌日午前 6 時まで）	60dB 以下

4）振動

定格負荷時、敷地境界線において次の基準値以下とする。

表 1-8 振動基準値

項 目	基準値
朝（午前 8 時から午後 7 時まで）	55dB 以下
夜間（午後 7 時から翌日午前 8 時まで）	55dB 以下

5）悪臭

（1）悪臭物質

敷地境界線の地表における悪臭物質は、次のとおり（臭気強度 2.5 相当）とする。

表 1-9 悪臭基準値

項 目	基準値
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下

ノルマルバレルアルデヒド	0.009　ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003　ppm 以下
イソブタノール	0.9　ppm 以下
酢酸エチル	3　ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1　ppm 以下
トルエン	10　ppm 以下
スチレン	0.4　ppm 以下
キシレン	1　ppm 以下
プロピオン酸	0.03　ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001　ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009　ppm 以下
イソ吉草酸	0.001　ppm 以下

（2）臭気指数

敷地境界線の地表における臭気指数は、10 以下とする。

6）焼却灰

ダイオキシン類　3ng-TEQ/g 以下

7）飛灰

ダイオキシン類　3ng-TEQ/g 以下

水分　1%以下

8）作業環境

ダイオキシン類　2.5pg-TEQ/㎥以下（第 1 管理区分）

4．焼却灰、飛灰引取条件

1）焼却灰（セメント原料化）

本施設から発生する焼却灰の引取条件は次のとおりであり、事業者は、市が指定する車両への積込操作、水分の管理、不適物の除去等を行うこと。

表 1-10　引取条件

項　目	引取条件
水分	25%以下 （過度な乾燥による飛散に留意すること）
不適物	2 ㎝以上の不適物（金属類等）を除去すること

２）飛灰（セメント原料化）

本施設から発生する飛灰の引取条件は次のとおりであり、事業者は、市が指定する車両への積込操作、水分の管理、不適物の除去等を行うこと。

表 1-１１　引取条件

項　目	引取条件
水分	1%以下
不適物	異物（ボルト・ナット等）が混入しないこと

５．ユーティリティー条件

本施設におけるユーティリティー条件を次に示す。

なお、本事業を実施する上でのユーティリティー等に係る費用負担は、別紙 ３のとおりである。

１）電気

高圧受電方式（6.6kV）

２）用水

生 活 用 水：上水

プラント用水：上水、中水、浸出水

中水は、主にガス冷却水に使用し、不足分は上水を補給する。最終処分場の浸出水は、浸出水原水槽に送水・貯留し、その後機器に支障がないよう前処理しガス冷却水として使用する。プラント排水は、処理後、ガス冷却水として使用する。

３）燃料

灯油

４）電話等

事業者が使用する外線電話及びインターネット環境は、事業者が整備すること。

５）雨水

集水後、排水

６．貸与物件

市からの貸与物件は次のとおりとし、事業者は事前に物件リストを作成し提出すること。また、これらの物件は、適正に管理、使用し、万一これらの物件の紛失、損傷等があった場合には、受注者の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

なお、経年劣化による故障等はこの限りではない。

1）使用許可室

2）業務遂行に必要な連絡を行う目的で、本施設に設置する電話設備（内線のみ）

3）拡声放送設備

4）「新ごみ処理施設建設工事」の完成図書（以下、「完成図書」という。）

5）本施設等の鍵

本事業の履行に必要な工場棟等における各所の鍵及び本施設及び本施設の関連施設の敷地の出入口扉等の鍵。

なお、市所有の工作用機器や工具等について、事業者がその使用を希望する際は、協議により市が判断する。

7．事業期間終了時の引渡し条件等

1）事業期間終了時における本施設の条件

事業者は、次に規定する状態で市及び市が指定する第三者に引き継ぐこと。

（1）本施設が基本性能を満たしていること。

（2）市が本施設の運営を本事業終了後 1 年間継続して行うにあたり本施設の基本性能が確保できること。

（3）建物の主要構造部、内外仕上げ、設備・措置等に大きな破損等がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な破損及び経年劣化は除く。

（4）本施設の運転に必要な消石灰、尿素水を補充し、規定数量を満たしたうえで引き渡すこと。また、予備品や消耗品については、引渡し後の本施設の運転において必要最低限の品目・数量を、事業期間中の運転管理実績から算出し、確保したうえで引渡しを行うこと。

なお、予備品・消耗品は別紙 6 を基本とする。

2）本事業終了条件及び性能未達時の対応

事業者が基本性能を満たしながら運転できる状態にて本施設を市に引渡すことを本事業契約の終了の条件とするため、市は、本事業期間終了前に本施設の機能、効率、能力等の確認を実施する。

事業者は、本事業終了後 1 年以内に、事業者の維持管理に起因する本施設の基本性能の発揮未達成事態が発生した場合、事業者の責務により補修等、必要な対応を行うこと。

3）引継ぎ業務

市は、本事業の契約終了（令和 12 年 3 月 31 日）後も本施設の運転・維持管理業務を継続する予定であるため、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう「第 5 章第 4 節本事業の終了時の対応」の業務を行うこと。

第２章　運転・維持管理体制

第１節　組織計画

１．業務実施体制

１）事業者は、本事業の実施に際し、運転管理業務、維持管理業務等、各業務を遂行するために適切な業務実施体制を整備すること。

２）事業者は、整備した業務実施体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。

３）事業者は、業務従事者の中から総括責任者、副総括責任者を選任すること。

４）選任した上記責任者が病気やその他事由により、長期にわたり職務遂行が困難となった場合は、新たに責任者を選任すること。

２．総括責任者

事業者は、本事業の総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者（一般社団法人日本環境衛生センターの廃棄物処理施設技術管理者講習（ごみ処理施設）を終了した者）の資格を有し、かつ、一般廃棄物処理施設の連続運転式焼却施設（回転火格子と竪型火格子を除くストーカ方式）にて５年以上の実務経験を有する者を専任で配置すること。

３．副総括責任者

事業者は、本事業の副総括責任者として一般廃棄物処理施設の連続運転式焼却施設（回転火格子と竪型火格子を除くストーカ方式）にて５年以上の実務経験を有する者を専任で配置すること。

４．有資格者の配置

事業者は、本事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。

なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において兼任することを可とする。

表　２－１　本事業の実施にあたり必要な資格（参考）

資格の種類
廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
安全衛生推進者
酸素欠乏危険作業主任者
防火管理者
クレーン運転特別教育修了者
第１種電気工事士
第３種電気主任技術者
危険物取扱者（保安監督者）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
その他、業務の履行上法令で定められた資格者

第２節　連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備し報告する。

なお、体制を変更した場合速やかに市に報告する。その他、連絡体制については毎年市に報告すること。

第３節　緊急時対応

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように安全に本施設を停止させ、二次災害の防止に努めるとともに、市に連絡すること。

第４節　地域貢献

１．地域経済への貢献

事業者は、本事業の実施にあたり、優先的に市内在住者を雇用し、用役や補修工事を地元企業へ優先的に発注するなど、地域経済への貢献に配慮すること。

事業者は、用役及び補修工事の地元企業への発注計画書を作成し、市へ提出すること。また、発注実績を記載した発注報告書を作成し、市へ提出すること。

２．地域社会の活動

事業者は、地元の清掃活動への参加等、地域社会の活動に協力すること。

第５節　災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力しなければならない。この場合、委託費の追加費用は事業契約書の定めるところとする。

第６節　事故発生時の対応

事業者は、万一の事故発生時には応急措置を講じた後に、市・関係官公庁へ速やかに連絡するとともに、本施設内の来場者、市職員及び事業者の従業者の安全を第一に考え行動すること。また、安全が確認された後は原因の究明と施設の復旧に努め、市とともに周辺住民等への説明会への参加等、必要な措置を講じること。

第３章　搬入管理業務

第１節　受付時間

１．燃やせるごみ（大型ごみ含む）

計量棟における燃やせるごみの受付時間は、月曜日～金曜日は 9：00～16：00、土曜日は 9：00～12：00 を原則とする。昼休み（12：00～13：00）、日曜日及び祝日は受付しない。ただし、日曜日・祝日が収集日となる場合は受付を行う。

また、土曜日は山陽地区の委託業者のみの受付を行う。

さらに、毎月第 2 日曜日と第 4 日曜日の 8：30～12：00 に大型ごみ（収集分のみ）及び第 3 日曜日の 9：00～11：30 に持込ごみの受付を行う。

なお、いずれの日も諸般の事情により受付時間が変更となる場合がある。

２．資源ごみ

毎週日曜日の 8：30～17：00 までの間、本施設の関連施設（資源ごみ回収拠点）において、資源ごみの受入を行っている。

なお、資源ごみの搬入管理等は本事業範囲外であるが、出入口の開門及び閉門ならびに車両進入防止対応は本事業に含む。

第２節　搬入管理

１．搬入ごみの受入

受付業務、計量業務、搬入車両の案内・指示・誘導業務、料金徴収業務は市が行うこととし、計量棟における収集車、登録業者、一般搬入者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の計量記録等の管理は事業者が行う。

なお、計量設備等の維持管理についても、事業者が行う。

２．展開検査

事業者は、委託業者、許可業者、直接搬入者等を対象に展開検査（パッカー車等の中身の検査）を実施する。

なお、対象者については、市より予め事業者に指示する。

３．搬入禁止物への対応

１）市で収集・処分できない廃棄物を搬入禁止物と定義する。

２）事業者は、搬入されるごみについて、搬入禁止物の混入防止に努めること。

３）搬入者から廃棄物を受け入れる際に、搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物をその場で返還する。

４）搬入者が本施設から去った後に搬入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと。なお、この処分は市が行う。

４．処理不適物への対応

１）搬入された収集可燃ごみ、持込可燃ごみのうち、市のごみ分別体系を基に、本施設で焼却処理することが困難または不適当と考えられるものを処理不適物と定義する。

２）事業者は、搬入されるごみについて、処理不適物の混入防止に努めること。

３）搬入者から廃棄物を受け入れる際に、処理不適物を発見した場合、搬入者に処理不適物をその場で返還する。

４）搬入者が本施設から去った後に処理不適物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと。なお、この処分は市が行う。

第４章　運転管理業務

第１節　本施設の運転管理業務

１．本施設の運転

１）事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

２）事業者は、本施設の受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、計装制御設備、その他設備について、十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。

３）焼却処理の過程で発生する焼却灰、飛灰、セメント不適物及び鉄については搬出車への積込みを行うこと。なお、積込の際は、周囲への飛散等に十分留意すること。

４）焼却灰及び飛灰の運搬は、市が直接委託する業者が行うが、積込みの際の車両誘導は事業者が行うこと。

５）セメント不適物及び鉄については、隣接する最終処分場までの運搬を事業者の業務範囲とする。なお、運搬に使用する車両の調達等は事業者が行うこと。

２．運転時間

本施設の運転時間は、24h/日とする。

３．車両の仕様

運転管理に必要な車両は、本施設の運転・維持管理に支障のない車両を選定すること。

４．適正運転

事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査（精密機能検査、法定点検、定期点検、日常点検等）によって確認すること。

５．運転計画書

１）事業者は、計画処理量に基づく運転及び施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画書

を毎年度作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

2）事業者は、年間運転計画に基づき月間運転計画書を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

3）事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に従って本事業を実施すること。

4）事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じた場合、市と協議の上、計画書を変更すること。

6．運転管理マニュアル

1）事業者は、本施設の運転管理に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について、取扱説明書等の完成図書を基に基準化した運転管理マニュアルを作成し、同マニュアルに従って本施設の運転を実施する。

2）運転管理マニュアルは、施設の状態に応じて、最適な運転管理が実施できるよう随時改善すること。

7．運転記録

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、点検等の内容を含んだ運転日誌、月報、年報等を作成すること。

8．業務活動に伴い発生する廃棄物の処理

事業者は、本施設の運転管理業務の業務活動において発生する廃棄物を適正に処分すること。

第2節　プラント用中水及び浸出水送水設備の運転管理

事業者は、本施設の焼却処理に支障をきたすことのないよう、プラント用水として使用する中水及び浸出水の本事業敷地内にある送水設備の運転・維持管理を行うこと。

第５章　維持管理業務

第１節　本施設に係る維持管理業務

１．調達計画

１）備品・什器・物品・用役の調達

（１）事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役（市の事務に係る電気、用水を含む。）の調達計画を作成し、市に提出すること。

（２）市の事務に係る備品・什器・物品・用役（市の事務に係る電気、用水を除く。）は、市が調達する。

２）備品・什器・物品・用役の管理

（１）事業者は、調達計画に基づき、調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管すること。

（２）事業者は、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

（３）市の事務に係る備品・什器・物品は、市が管理する。

２．点検・検査計画

１）点検・検査計画の作成

（１）事業者は、点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるよう、点検・検査計画を策定すること。

（２）事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

（３）事業者は、点検・検査計画書を、毎年度と事業期間を通じたものの２種類作成すること。

（４）事業者は、全ての点検・検査を、本書に示す基本性能の維持を考慮し計画すること。

２）点検・検査の実施

（１）事業者は、点検・検査を、毎年度提出する点検・検査計画に基づき実施すること。

（２）事業者は、日常点検で異常が発生した場合や事故が発生した場合、臨時点検を実施すること。

（３）事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議により、必要な年数保管すること。

（４）事業者は、点検・検査の結果を、点検・検査報告書としてとりまとめ市に報告すること。

３．補修・更新計画

１）補修・更新計画の作成

（１）事業者は、事業期間を通じた本施設の補修・更新計画書を作成し、市へ報告し、承諾

を得ること。

（2）事業者は、機器の更新について、各機器の耐用年数を十分に考慮すること。

（3）事業者は、事業期間を通じた補修・更新計画について、点検・検査結果に基づき、毎年度更新し、市へ報告し、承諾を得ること。

（4）事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

（5）事業者が計画すべき補修の範囲は、点検及び検査結果より、本施設の基本性能を維持するための部分取替、修理、調整等である。

2）補修・更新の実施

（1）事業者は、点検・検査結果に基づき、基本性能を維持するために本施設の補修・更新を行うこと。

（2）補修・更新は、機器の耐久度及び消耗状況により、事業者の費用と責任において実施すること。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修・更新の対象外とする。

（3）事業者が行うべき補修の範囲は、次のとおりである。

表 5-1　補修の範囲（参考）

作業区分			概　　要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査または部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、または性能が著しく低下した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

3）特定調達品の調達等

事業者は、本事業の実施において「特定調達品リスト」に示す本施設の施工企業の製品の調達に際し、市が施工企業と締結する「山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管

理事業に伴う特定調達品の供給等に関する協定書」に基づき施工企業の協力により合理的な条件で調達することができる。

なお、本規定は施工企業からの調達を義務付けるものではなく、事業者が自らの責任において施工企業以外から調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。また、施工企業以外から特定調達品を調達することを検討する場合、本施設の機能を維持できること、ならびに当該調達先、調達時期等について市に説明し、市との協議によって決定すること。

4．建築設備の点検・補修

事業者は、本施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の建築設備の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な補修等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

5．建屋の点検・補修

事業者は、点検・検査計画に基づき建屋の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な補修等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

6．外構施設の点検・補修

事業者は、点検・検査計画に基づき外構施設の点検を定期的に行い、点検結果を市に報告するとともに、適切な補修等を実施すること。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検を行うこと。

7．改良保全

事業者は、本施設の改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し市と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本業務において当該新技術等を導入することにより、短期的もしくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込まれるような改良をいう。この改良保全に係る手続き、申請書作成、協議等については、事業者が行うこと。

なお、事業者からの改良保全提案により改良された設備・機器に対する責任は事業者とする。

第２節　精密機能検査

1．精密機能検査の実施

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号）に基づき、精密機能検査を実施すること。

２．実施頻度

１）事業者は、精密機能検査を、3 年に 1 回以上の頻度で実施すること。
なお、令和 10 年度においては必ず実施すること。

２）事業者は、精密機能検査終了後、精密機能検査報告書を作成し、市に提出すること。

３）事業者は、精密機能検査の履歴を委託期間中にわたり、電子データとして保存すること。
なお、本事業終了後、市に無償で譲渡すること。

第３節　長寿命化総合計画

１．施設保全計画

１）事業者は、ストックマネジメントの観点から「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月　環境省大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課）に基づき、施設保全計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

２）事業者は、点検・検査、補修・更新等の結果に基づき、施設保全計画を毎年度更新し、市へ報告し、承諾を得ること。

２．延命化計画

１）事業者は、ストックマネジメントの観点から「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月　環境省大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課）に基づき、延命化計画を本事業最終年度に作成し、市へ報告し、承諾を得ること。なお、具体的内容及び提出時期は市と事業者の協議による。

２）市は、延命化計画を基に、本事業終了後、大規模修繕工事の実施を検討する予定である。

第４節　本事業終了時の対応

事業者は、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、以下の業務を行うものとする。

１）本施設の運転、維持管理に必要な書類（運転管理マニュアル、運転計画書、点検・検査計画書、環境保全計画）等を整備し提出（様式は市との協議による）すること。

２）市が指定する第三者への引継ぎ業務（事業期間終了前 6 か月間）を実施すること。

３）円滑な業務の開始に必要な教育訓練等の支援を実施すること。

第６章　環境管理業務

第１節　本施設に係る環境管理業務

１．環境保全計画

１）環境保全計画の作成

（１）事業者は、本事業期間中、「第１章第３節３．公害防止基準」及び「第１章第３節４．焼却灰、飛灰引取条件」の遵守状況を確認するために、次に示した測定項目及び頻度を最低限として、必要と考える測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市へ報告し、承諾を得ること。

表　６－１　測定項目及び頻度

区分	測定項目	頻度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位容積重量、元素組成	１回/２ヶ月
燃焼室温度	炉出口温度	常時
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、水銀、ダイオキシン類	２回/年
焼却灰	熱灼減量、含水率	１回/月
	ダイオキシン類	２回/年
	「第１章第３節４．焼却灰、飛灰引取条件」	必要に応じて
飛灰	ダイオキシン類	２回/年
	「第１章第３節４．焼却灰、飛灰引取条件」	必要に応じて
騒音	騒音値	１回/年
振動	振動値	１回/年
悪臭	臭気指数	１回/年
作業環境	ダイオキシン類、粉じん	２回/年

（２）環境保全計画は、業務特性および建設用地の与条件を十分に考慮し、事業期間を通じた環境保全の方針を明記すること。

（３）環境保全計画は、「第１章第３節３．公害防止基準」及び「第１章第３節４．焼却灰、飛灰引取条件」の遵守状況や法令改正、社会要請等に応じて適宜改善し、その内容を市と協議し承諾を得ること。

２）環境管理の実施

（１）事業者は、環境保全計画に基づき、「第１章第３節３．公害防止基準」及び「第１章第３節４．焼却灰、飛灰引取条件」の遵守状況を確認し、市に報告すること。

第２節　性能未達等の場合の対応

１．停止基準及び要監視基準

停止基準及び要監視基準について、次に示す要領で対応すること。

１）停止基準及び要監視基準の設定

事業者による本施設の運営が、環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断基準として、停止基準を設定する。

停止基準とは、平常運転時にその基準を上回ると、施設を停止しなくてはならない基準であり、長期の施設停止により焼却処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は事業者が行うものとし、処理に係る費用は事業者の負担とする。

また、停止基準とは別に、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する基準とし、事業者独自の要監視基準を設定する。

２）対象項目

停止基準の対象となる測定項目は、排ガスに含まれる窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀及びダイオキシン類とする。

要監視基準の対象となる測定項目は、排ガスに含まれる窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素とする。

3）停止基準値及び要監視基準値と判定方法

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">物質</th><th colspan="2">停止基準</th><th colspan="2">要監視基準</th></tr>
<tr><th>基準値</th><th>判定方法</th><th>基準値</th><th>判定方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">連続計測項目</td><td>ばいじん
【g/m3N】</td><td>0.02</td><td rowspan="4">1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。</td><td>〔　　〕</td><td rowspan="4">〔　　〕</td></tr>
<tr><td>硫黄酸化物
【ppm】</td><td>50</td><td>〔　　〕</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物
【ppm】</td><td>100</td><td>〔　　〕</td></tr>
<tr><td>塩化水素
【ppm】</td><td>100</td><td>〔　　〕</td></tr>
<tr><td>一酸化炭素
【ppm】</td><td>30</td><td>4時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。</td><td>〔　　〕</td><td>〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">バッチ計測項目</td><td>水銀
【μg/Nm3】</td><td>50</td><td>定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、当該計測結果を得た日から起算して60日以内（当該計測結果が左記の基準値の1.5倍以上の場合は30日以内）に通常の運転状態及び排出状況において3回以上再計測し、定期バッチ計測結果及び再計測結果のうち、最大値及び最小値を除く計測値の平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類
【ng-TEQ/Nm3】</td><td>0.1</td><td>定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

2．要監視基準値を超過した場合の対応

要監視基準値を超過した場合は、次に示す手順で対応すること。

1）要監視基準値を逸脱した原因を解明する。

2）追加測定結果等を踏まえた改善計画を策定し、市の承諾を得る。

3）改善作業に着手する。

3．停止後の対応

1）復旧までの手順

本施設が性能未達により、稼働を停止した場合、市と事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

（1）本施設が停止基準を上回るに至った原因と責任の究明
（2）事業者による本施設の復旧計画の提案（市による承諾）
（3）本施設の改善作業への着手
（4）本施設の改善作業の完了確認（市による確認）
（5）復旧のための試運転の開始
（6）本施設の運転データの確認（市による確認）
（7）本施設の使用再開
（8）試運転は、施設の稼働を再開することを判断するのに十分な期間実施することとする。

2）その他事項
（1）市による復旧計画の承諾、本施設の改善作業の完了の確認等に際し、専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを求めることができるものとする。
（2）本施設の稼働停止中のごみ処理にあたって、代替の処理施設等の手配は事業者が行うものとし、処理に係る費用は事業者の負担とする。
（3）停止基準を上回った理由が、測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

① 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
② 本施設の改善作業への着手
③ 本施設の改善作業の完了確認（市による確認）
④ 本施設の運転データの確認（市による確認）
⑤ 本施設の使用再開

第７章　安全衛生管理業務

第１節　本施設に係る安全衛生管理業務

１．労働安全衛生・作業環境管理

１）事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。

２）事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告し市の承諾を得ること。安全衛生管理体制にはダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含むこと。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

３）事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

４）事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。

５）事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、従業者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

６）事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。

７）事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。

８）事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

９）事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。

１０）事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

１１）事業者は、標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

１２）事業者は、安全作業マニュアルを施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

２．作業環境保全基準

１）事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。

２）事業者は、運転・維持管理に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。

３）事業者は、作業環境保全基準を設定・変更する場合は、市と協議すること。

３．作業環境保全計画

１）事業者は、本事業期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項

目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。

2）事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

3）事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について、市に報告すること。

第８章　防災管理業務

第１節　本施設に係る防災管理業務

１．二次災害の防止

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

２．緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、各施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。

なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

３．自主防災組織の整備

事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

４．防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催にあたっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

５．事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

６．災害時への対応

事業者は、地震、竜巻等の災害が発生した際に、本事業の復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（BCP）を作成し、市の承諾を得ること。事業継続計画には、災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

第９章　情報管理業務

第１節　本施設に係る情報管理業務

１．運転記録報告

１）事業者は、本施設のごみ搬入量、搬出量、運転データ、用役データ（固定費及び変動費単価)、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。

２）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

３）事業者は、運転記録関連データを、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

２．点検・検査報告

１）事業者は、本施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市へ提出すること。

２）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

３）事業者は、点検・検査関連データを、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

３．補修・更新報告

１）事業者は、補修・更新結果を記載した補修・更新結果報告書を作成し、市へ提出すること。

２）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

３）事業者は、補修・更新関連データを、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

４．環境管理報告

１）事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市へ提出すること。

２）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

３）事業者は、環境管理関連データを、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

５．安全衛生管理報告

１）マニュアル等

（１）事業者は、本事業に関する安全衛生管理マニュアル、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画等を事業期間にわたり適切に管理すること。

（２）事業者は、補修、更新等により、本施設に変更が生じた場合、マニュアル、計画等を速やかに変更すること。

（３）事業者は、本施設に関するマニュアル、計画等の管理方法について、市との協議によ

り決定すること。

2）作業環境管理報告

（1）事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市へ提出すること。

（2）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

（3）事業者は、作業環境管理関連データを、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

6．防災管理報告

1）事業者は、本施設に関する緊急対応マニュアル、事故報告等を事業期間にわたり適切に管理すること。

2）事業者は、補修、更新等により、本施設に変更が生じた場合、マニュアル等を速やかに変更すること。

3）事業者は、本施設に関するマニュアル、事故報告等の管理方法について、市との協議により決定すること。

7．情報管理

1）事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を事業期間中、適切に管理すること。

2）事業者は、補修、更新等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更すること。

3）事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法について、市との協議により決定すること。

8．その他管理記録報告

1）事業者は、本施設の設備により管理記録すべき項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の３第２項」及び「同法施行規則第４条の５第２項」に基づく維持管理状況データを、市が指定するファイル形式と頻度（1回／月）にて作成し、市に提出すること。

2）事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。

3）事業者は、管理記録について、法令等で定める期間または市との協議による期間保管すること。

第１０章　その他関連業務

第１節　本施設に係るその他関連業務

１．清掃

１）事業者は、本施設の清掃計画を作成の上、施設内を常に清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

２）事業者が作成する清掃計画は、「建築保全業務共通仕様書」（平成 25 年度版　国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠して作成するものとし、市の承諾を得ること。なお、清掃計画には、本施設の日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むものとし、清掃対象は施設の他に本施設関連設備（洗車場横汚水桝等）や外構も含むこと。

２．植栽管理

１）事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、市の承諾を得ること。

２）事業者は、植栽管理計画に基づき本施設内の植栽を適切に管理すること。

３．除雪

１）事業者は、本施設に積雪があった場合の除雪方法や範囲等を定めた除雪計画を作成し、市の承諾を得ること。

２）事業者は、除雪計画に基づき除雪を行うこと。

４．防火・防災管理

１）事業者は、防火管理・防災管理体制を整備し、本施設の防火・防災に努めること。

２）事業者は、整備した防火管理・防災管理体制について市の承諾を得ること。

３）事業者は、日常点検等の実施において防火・防災管理上、問題が認められた場合は、改善の提案を行うとともに、市との協議の上、必要な対応を行うこと。

４）事業者は、ごみピット等については、常に入念な防火管理を行うこと。

５）事業者は、定期的に消防訓練、避難訓練を行うこと。

５．来場者対応

１）本施設の見学を希望する者の日程調整及び受付は市が行うこととし、見学者案内説明と、見学設備の維持管理は事業者が行うこと。

２）事業者は、市の要請があった場合は、会議や視察受入れ時において、本施設を構成する設備や運転状況等をわかりやすく説明すること。（ごみ焼却施設に限る。）

６．住民対応

１）事業者は、常に適切な運転・維持管理を行うことにより、市民の信頼と理解、並びに協

力を得るように努めること。

2）事業者は、周辺住民等から意見や要望を受け付けた場合は、速やかに市に報告すること。

3）住民等への対応は、原則として市が行うが、市からの要請があった場合は協力すること。

7．施設警備・防犯

1）事業者は、施設警備・防犯体制を整備すること。

2）本施設における機械警備の範囲は事務所、計量棟、職員控室とするが、機械警備会社との契約は事業者が行うこと。なお、費用は本事業に含む。

3）事業者は、本施設及び本施設の関連施設の敷地全体の巡回監視を、原則として1回/日の頻度で市が指定する時間帯に行い、異常等を認めた場合は市に連絡すること。

4）事業者は、市が収集・受入れを行う日について、山陽小野田市環境衛生センター出入口を7：00に開錠（開門含む。）し19：00に施錠（閉門含む。）すること。なお、市の都合により時間変更が必要な場合は、その都度市が事業者に連絡する。

5）事業者は、資源ごみ回収拠点出入口を、毎週日曜日8：30開錠（開門含む。）し、17：00に施錠（閉門含む。）すること。ただし、市が諸般の事情により資源ごみ回収拠点を開放しないと判断した日を除く。

別紙 1　業務及び分担

No.	１．搬入管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
1-1	受付	○		◆搬入ごみの受付、搬入禁止物の指示案内
1-2	計量	○		◆搬入車両の計量 ◆搬出車両の計量
1-3	記録管理		○	◆計量棟にて収集車、登録業者、一般搬入者、薬剤等副資材等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理
1-4	搬入車両の誘導・指示	○		◆計量棟での搬入・搬出車両の誘導・指示
			○	◆プラットホームでの搬入・搬出車両の誘導・指示
1-5	料金徴収	○		◆料金徴収業務
1-6	ごみの収集・搬入管理	○		◆廃棄物の収集・搬入・荷降ろし
			○	◆展開検査の実施
1-7	搬入禁止物の処理		○	◆搬入物に搬入禁止物が混入していた場合、搬入者に搬入禁止物を返却 ◆搬入者が本施設から去った後に搬入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従う
		○		◆搬入禁止物の処分
1-8	処理不適物の処理		○	◆搬入物に処理不適物が混入していた場合、搬入者に処理不適物を返却 ◆搬入者が本施設から去った後に処理不適物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従う
		○		◆処理不適物の処分

No.	２．運転管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
2-1	本施設の運転（適正処理）		○	◆事業契約書、要求水準書、関係法令、公害防止基準、引取条件等を遵守した本施設の運転 ◆本施設の運転操作、運転監視業務
2-2	焼却灰、飛灰、セメント不適物、鉄の処分		○	◆焼却灰、飛灰、セメント不適物、鉄の積込 ◆セメント不適物、鉄の運搬
		○		◆焼却灰、飛灰の運搬 ◆焼却灰、飛灰、セメント不適物、鉄の処分
2-3	運転計画書の作成		○	◆年間運転計画書の作成 ◆月間運転計画書の作成
2-4	運転管理マニュアルの作成		○	◆運転管理マニュアルの作成

2-5	運転記録の作成		○	◆運転記録（日報、月報、年報等）の作成
2-6	プラント用中水及び浸出水送水設備の運転管理		○	◆プラント用中水及び浸出水送水設備の運転管理

No.	３．維持管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
3-1	調達計画の作成		○	◆調達計画の作成
3-2	備品・什器・物品・用役の管理		○	◆本施設の運営に必要な備品・什器・物品・用役（市の事務に係る電気、用水を含む。）の調達管理
		○		◆市の事務に必要な備品・什器・物品・用役（市の事務に係る電気、用水を除く。）の調達管理
3-3	点検・検査計画の作成		○	◆点検・検査計画の作成
3-4	点検・検査の実施		○	◆日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の実施 ◆点検・検査報告書の作成
3-5	補修・更新計画の作成		○	◆補修・更新計画の作成
3-6	補修・更新の実施		○	◆本施設各設備の補修・更新
		○		◆大規模修繕工事の実施（本事業終了後）
3-7	建築設備の点検・補修の実施		○	◆建設設備の点検・補修の実施
3-8	建屋の点検・補修の実施		○	◆建屋の点検・補修の実施
3-9	外構施設の点検・補修の実施		○	◆外構施設の点検・補修の実施
3-10	改良保全		○	◆改良保全の実施
3-11	精密機能検査の実施		○	◆精密機能検査の実施
3-12	長寿命化総合計画の作成		○	◆施設保全計画の作成（毎年度更新） ◆延命化計画の作成（本事業最終年度）
3-13	本事業終了時の対応		○	◆運転・維持管理に必要な書類の整理、提出 ◆市が指定する第三者への引継ぎ ◆教育訓練の支援

No.	４．環境管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
4-1	環境保全計画の作成		○	◆環境保全計画の作成
4-2	環境保全に係る測定、分析		○	◆環境保全計画に基づくごみ質、排ガス、焼却灰、飛灰等の測定、分析

No.	５．安全衛生管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
5-1	安全作業マニュアルの作成		○	◆安全作業マニュアルの作成
5-2	作業環境保全計画の作成		○	◆作業環境保全基準の策定 ◆作業環境保全計画の作成
5-3	作業環境保全基準の確認		○	◆作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況の確認

No.	６．防災管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
6-1	緊急対応マニュアルの作成		○	◆緊急対応マニュアルの作成
6-2	自主防災組織の整備		○	◆自主防災組織の整備
6-3	防災訓練の実施		○	◆防災訓練の実施
6-4	事故報告書の作成		○	◆事故報告書の作成
6-5	事業継続計画の作成		○	◆事業継続計画の作成

No.	７．情報管理業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
7-1	運転記録の報告		○	◆運転管理結果に関する報告書の作成、提出、保管
7-2	点検・検査報告		○	◆点検・検査結果に関する報告書の作成、提出、保管
7-3	補修・更新報告		○	◆補修・更新結果に関する報告書の作成、提出、保管
7-4	環境管理報告		○	◆環境保全状況に関する報告書の作成、提出、保管
7-5	安全衛生管理報告		○	◆安全衛生管理に関するマニュアル等の作成、提出、保管 ◆作業環境保全状況に関する報告書の作成、提出、保管
7-6	防災管理報告		○	◆防災管理に関するマニュアル等の作成、提出、保管

No.	８．その他関連業務			
―	業務内容	市	事業者	備　考
8-1	清掃		○	◆本施設及び外構の清掃
8-2	植栽管理		○	◆本施設内及びその周辺の植栽管理
8-3	除雪		○	◆本施設内の除雪
8-4	防火・防災管理		○	◆本施設の防火・防災管理
8-5	来場者対応	○		◆見学者の受付及び日程調整
			○	◆見学者案内説明、見学設備の維持管理（ごみ焼却施設）
		○	△	◆会議や視察受入時の対応（ごみ焼却施設）
8-6	住民対応	○	△	◆周辺住民等への対応
8-7	施設警備・防犯		○	◆本施設及びその周辺の巡回監視（1 回/日） ◆市指定の門扉の施錠及び開錠（開閉を含む）

別紙　２　業務対象範囲

主な業務対象範囲は以下の赤枠内とする。

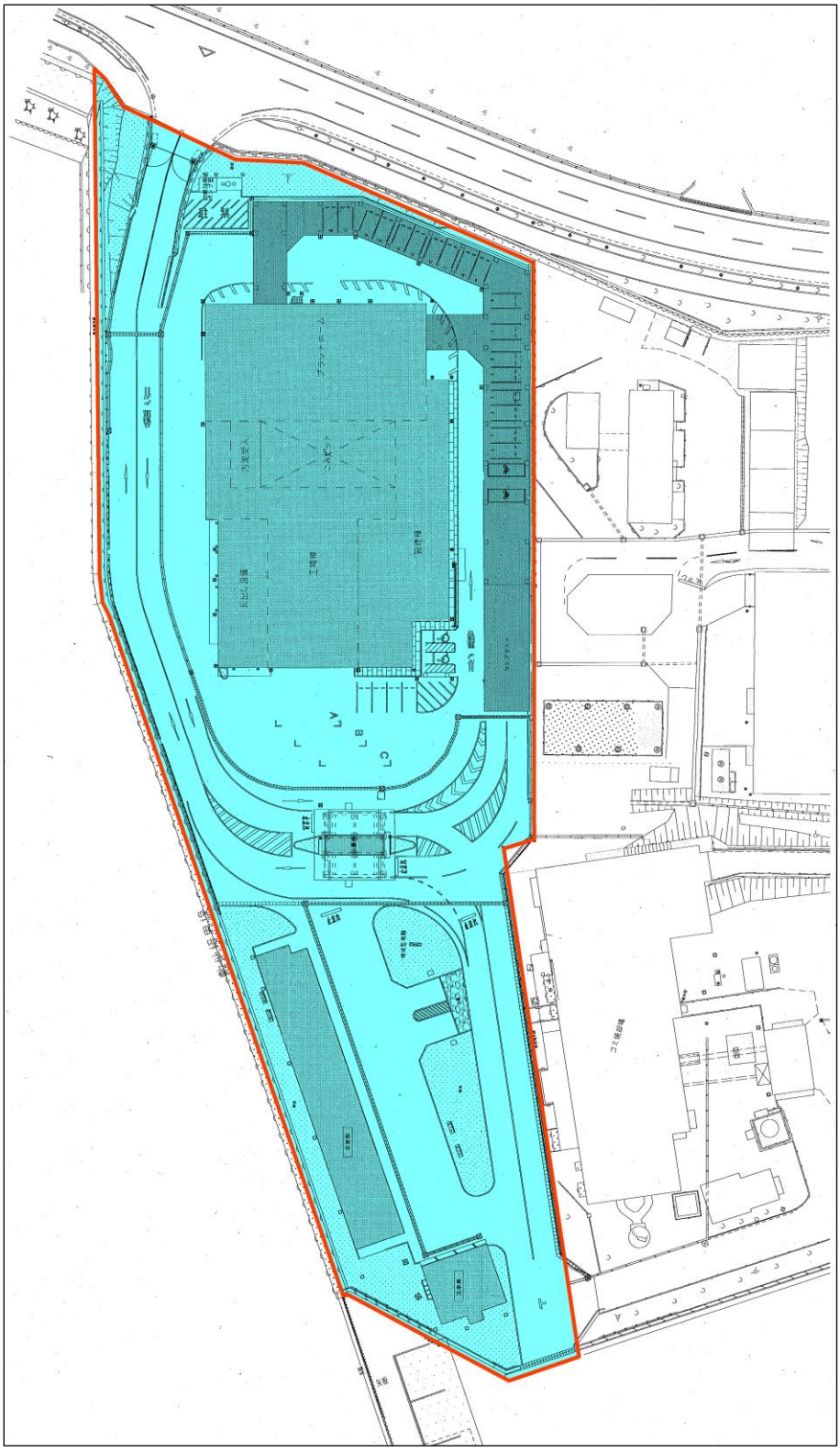

植栽管理については、主な業務対象範囲に加えて、以下の赤枠内においても実施すること。

なお、当該範囲内に整備されている本施設関連施設（浸出水移送ポンプ、浸出水送水ポンプ、浸出水送水管、中水送水管等）も事業者が実施する運転・維持管理業務の対象範囲とする。

巡回ルートは、以下の青線を参考に実施すること。

開錠（開門含む。）及び施錠（閉門含む。）は、以下のオレンジの箇所の門扉を対象とする。

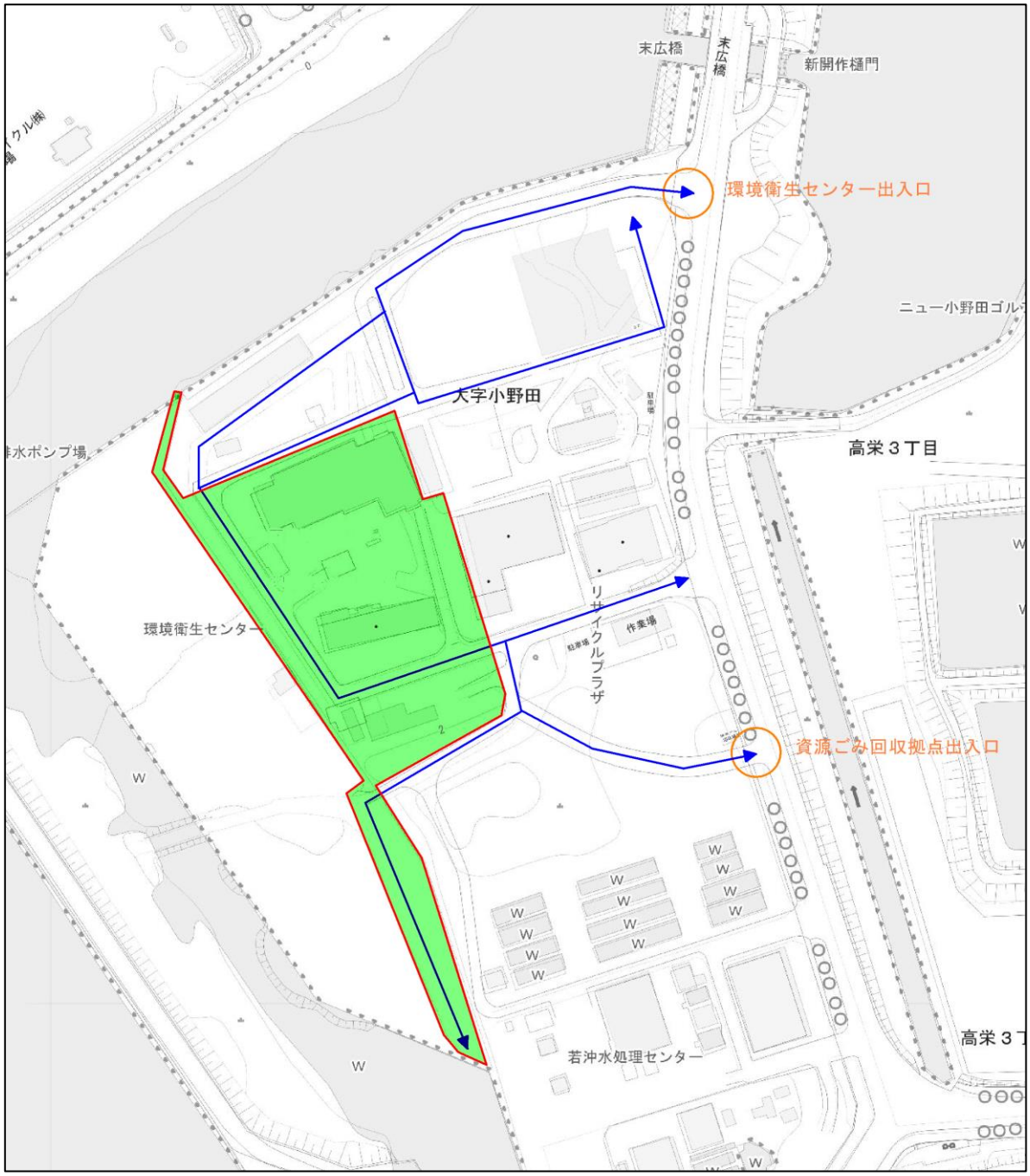

市と事業者が管理するエリアは、管理エリア図に示すとおりとする。

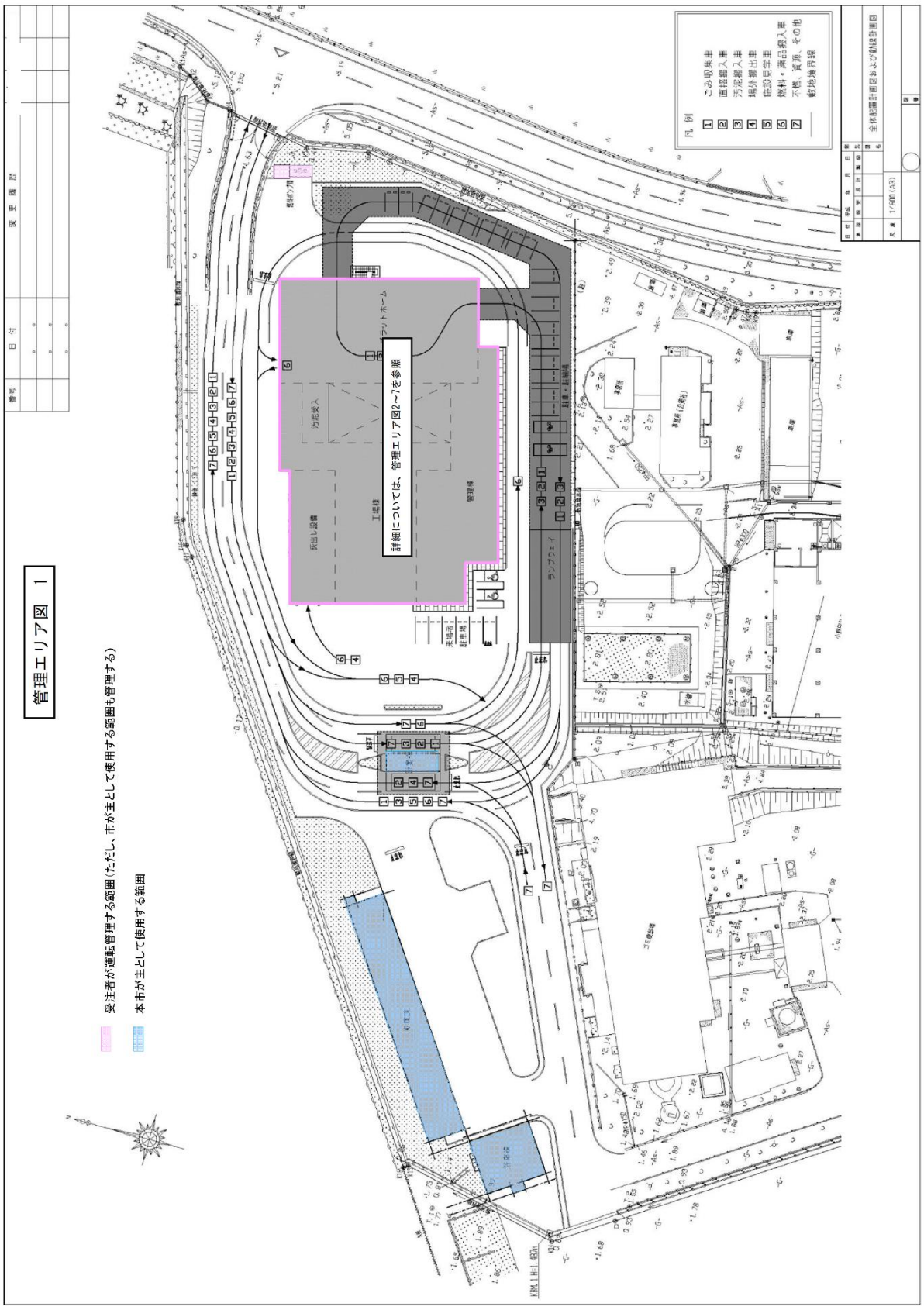

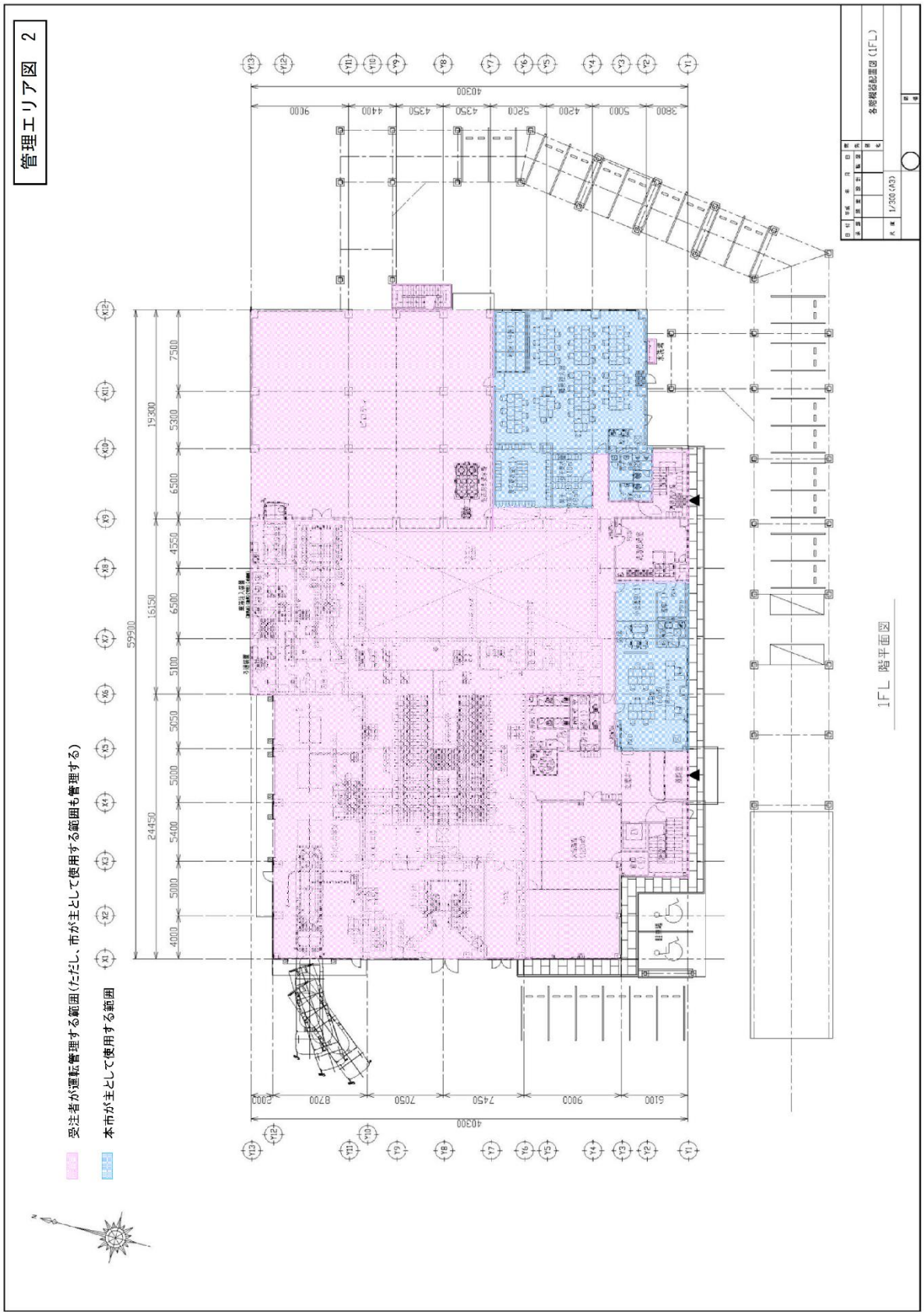
管理エリア図 2
受注者が運転管理する範囲(ただし、市が主として使用する範囲も管理する)
本市が主として使用する範囲
1FL 階平面図
各階機器配置図(1FL)
1/300(A3)
40300
59900
19300
16150
24450
7500
5300
6500
4550
6500
5100
5050
5000
5400
5000
4000
9000
4400
4350
4350
5200
4200
5000
3800
2000
8700
7050
7450
9000
6100

管理エリア図　3

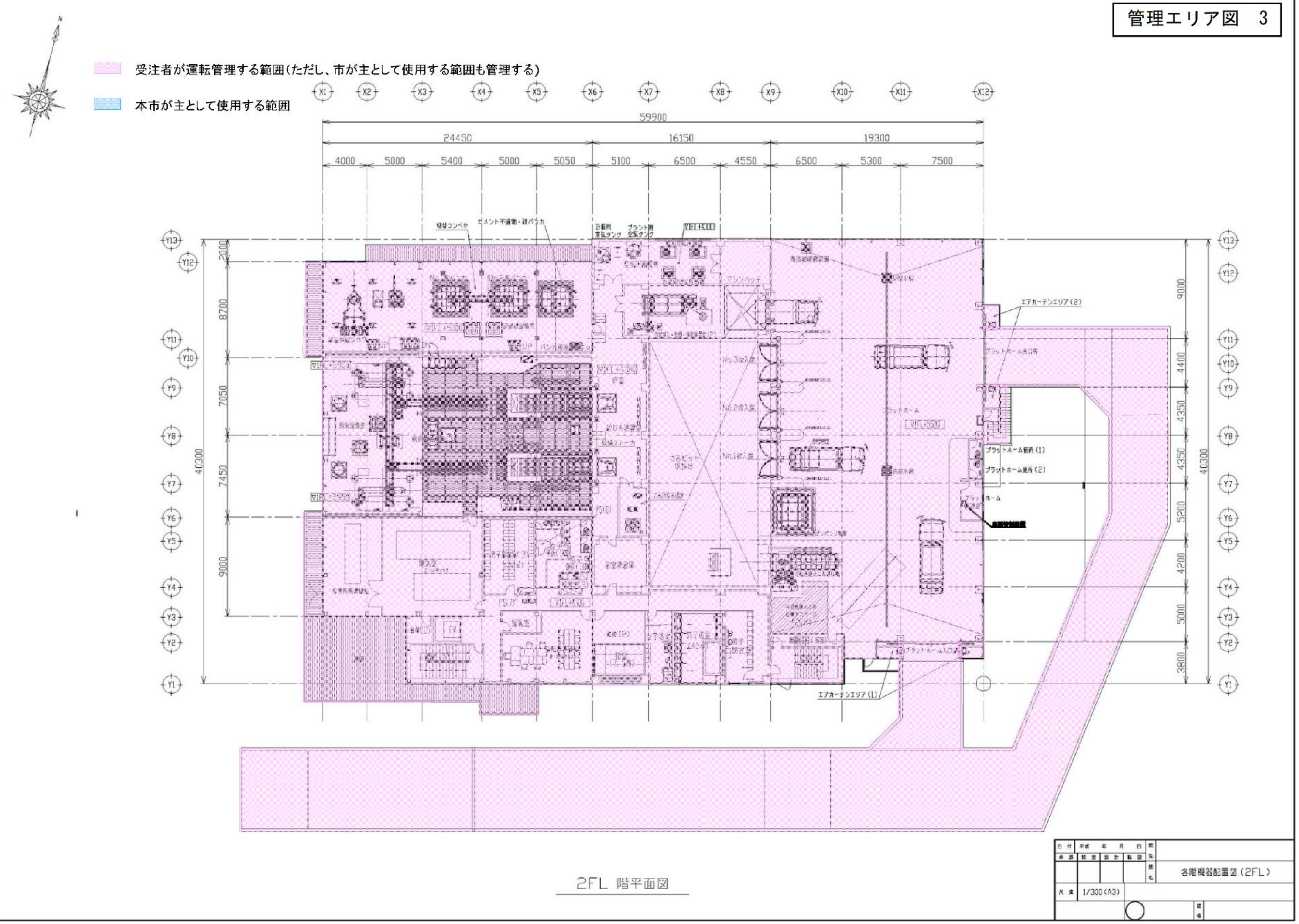
受注者が運転管理する範囲(ただし、市が主として使用する範囲も管理する)
本市が主として使用する範囲
X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12
Y1 Y2 Y3 Y4 Y5 Y6 Y7 Y8 Y9 Y10 Y11 Y12 Y13
59900
24450
16150
19300
4000 5000 5400 5000 5050 5100 6500 4550 6500 5300 7500
40300
2000 8700 7050 7450 9000
9000 4400 4350 4350 5200 4200 5000 3800
エアカーテンエリア(2)
エアカーテンエリア(1)
プラットホーム要所(1)
プラットホーム要所(2)
プラットホーム
2FL 階平面図
各階機器配置図(2FL)
1/300(A3)

管理エリア図　4

受注者が運転管理する範囲(ただし、市が主として使用する範囲も管理する)

本市が主として使用する範囲

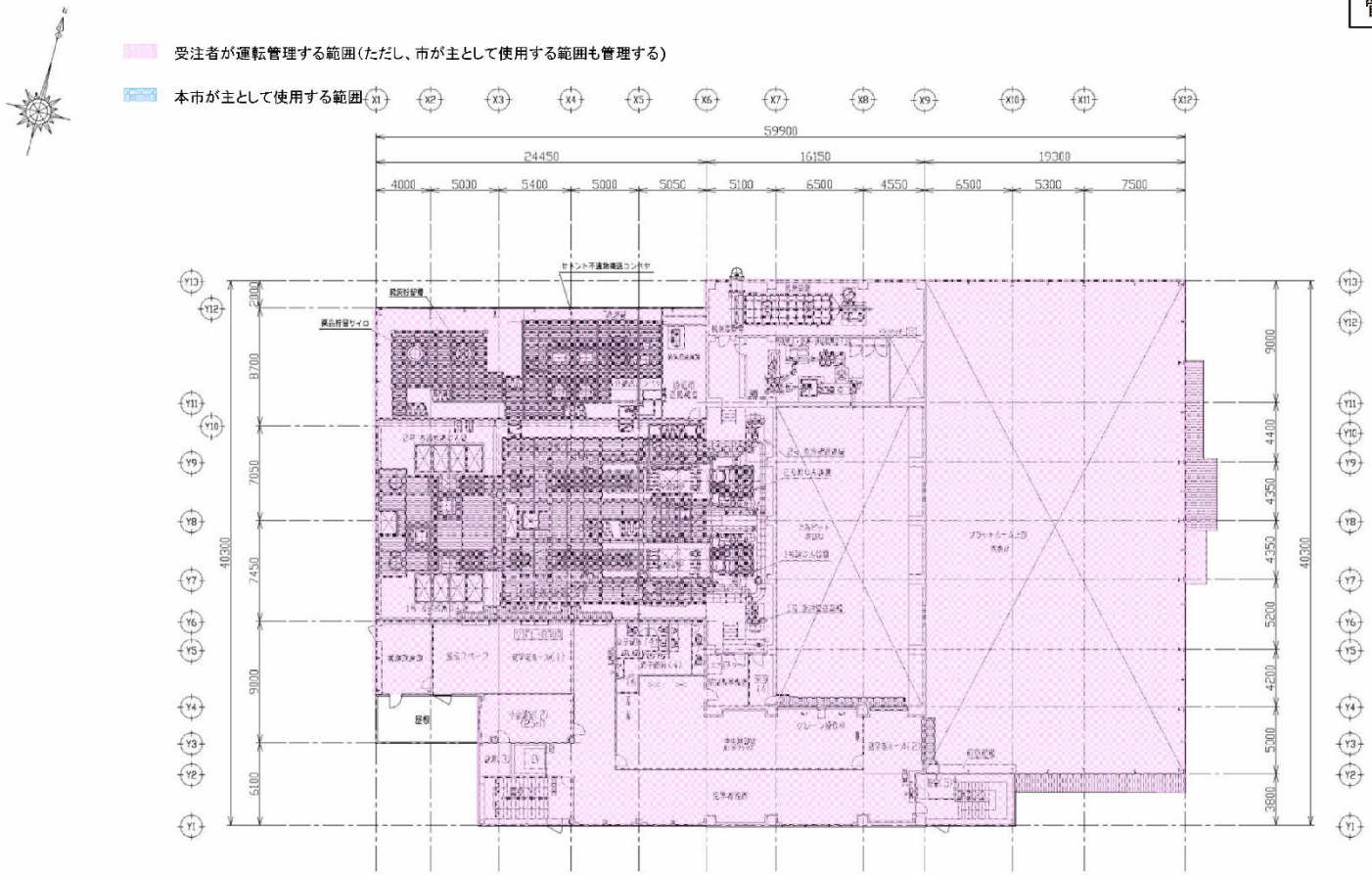

3FL 階平面図

日付	平成　年　月　日				
承認	担当	設計	課題	図名	各階機器配置図（3FL）
代表	1/300（A3）				

管理エリア図　5

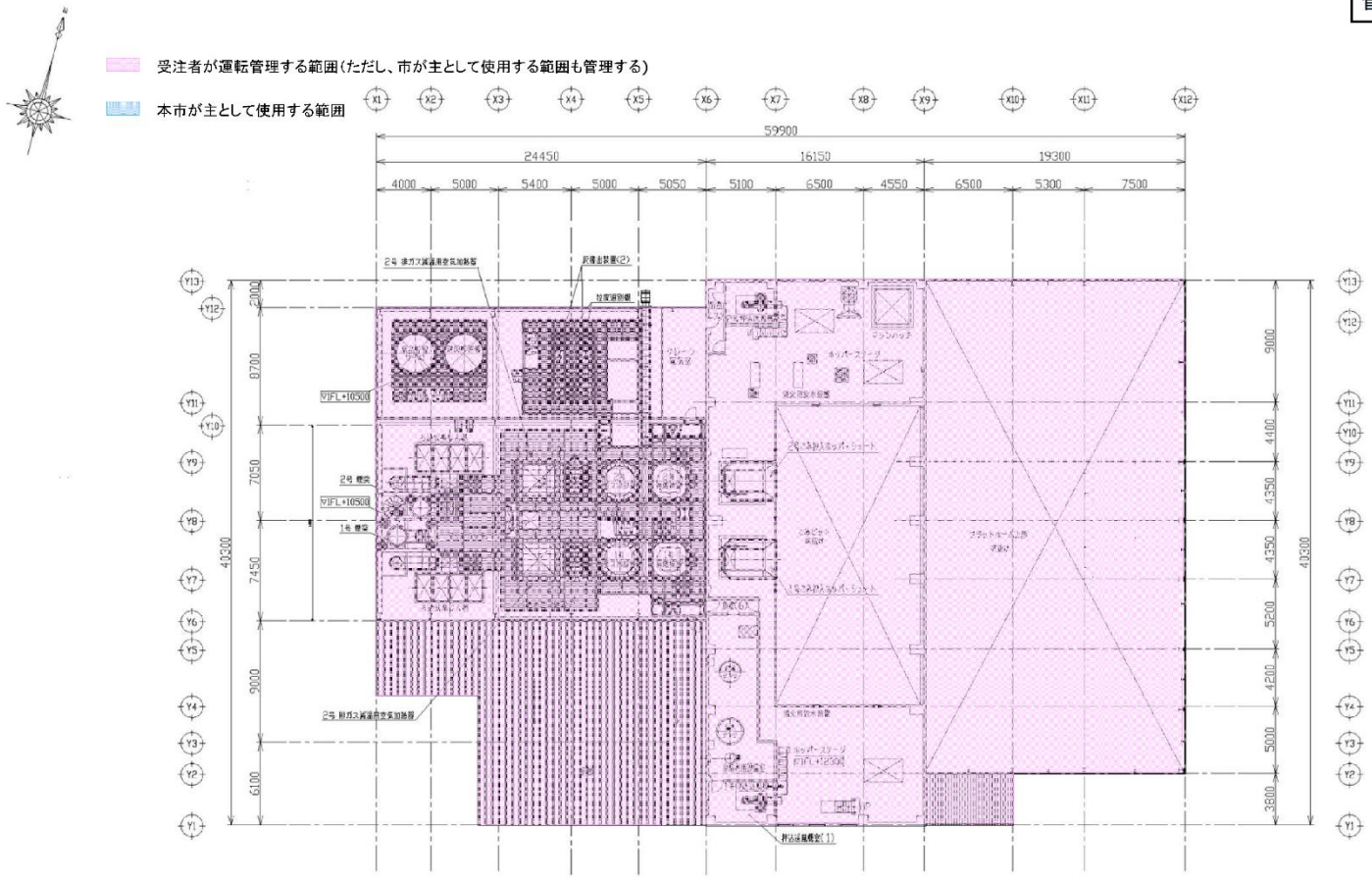

4FL 階平面図

各階機器配置図（4FL）	
1/300 (A3)	

管理エリア図　6

受注者が運転管理する範囲(ただし、市が主として使用する範囲も管理する)

本市が主として使用する範囲

B1FL 階平面図

尺度	1/300 (A3)
図名	各階機器配置図（BFL）

管理エリア図　7

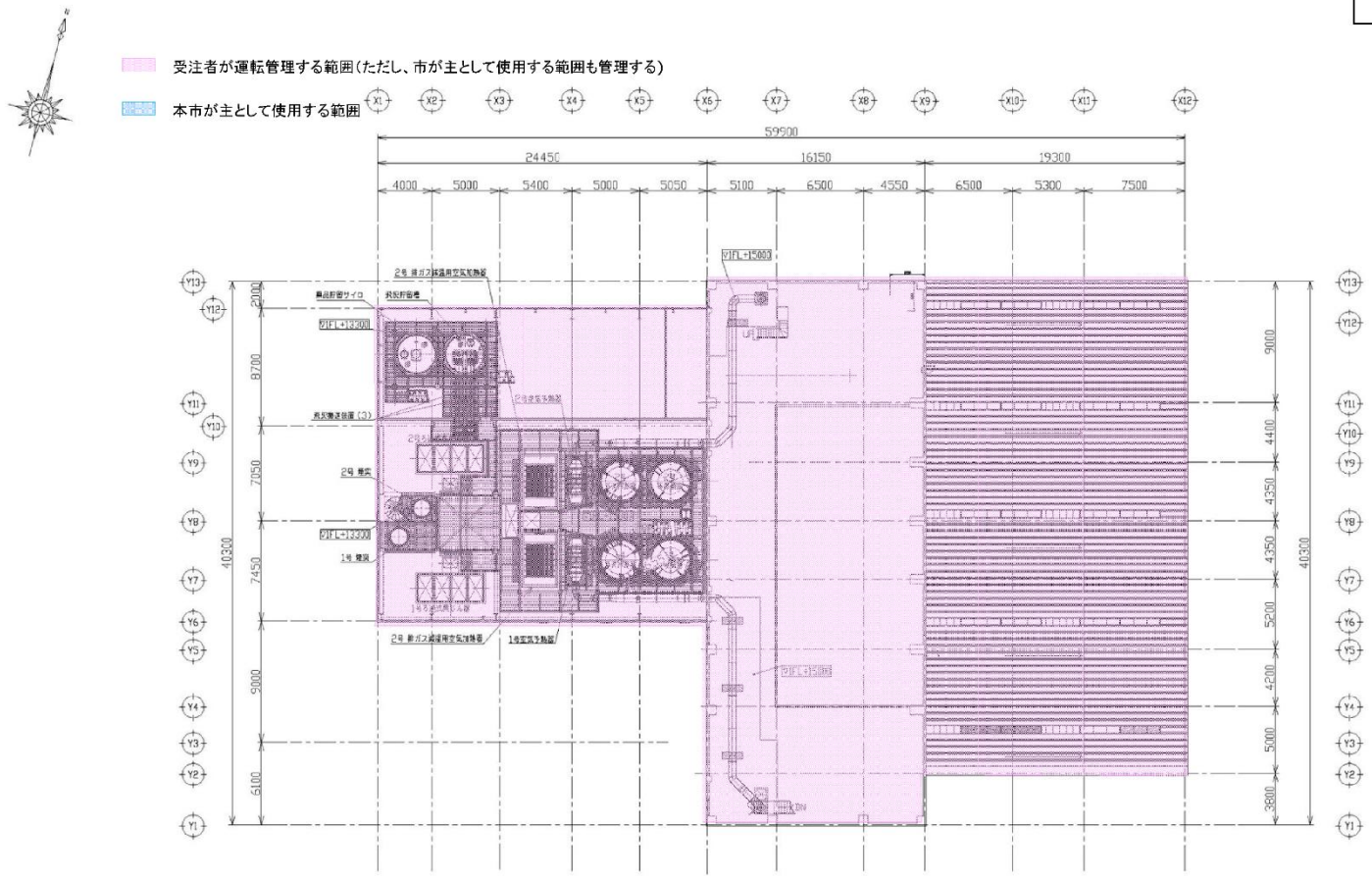

日付	平成　年　月　日			発行	
承認	図書	施設	製図	図名	各階機器配置図（R1FL）
尺度	1/300（A3）				

別紙 3　費用負担

1．電気料金

本施設において使用する電力（市が使用するものを含む）は、電気事業者との契約を市が行い、全て事業者の費用負担とする。

2．上下水道料金等

本施設において使用する上水道料金及び下水道料金（市が使用するものを含む）は、上水道事業者及び下水道事業者との契約を市が行い、全て事業者の費用負担とする。

3．灯油

本施設において使用する灯油は、全て事業者の費用負担とする。

4．薬剤

本施設において使用する薬剤は、全て事業者の費用負担とする。

5．車両や機械等の燃料等

本施設において事業者が使用する車両や機械等の燃料は、全て事業者の費用負担とする。また、車両及び機械を購入する場合は、重量税、自賠責保険料、任意保険料、検査・点検・整備費用、廃車手数料についても事業者の費用負担とする。

なお、リース契約を行う場合は、任意保険料は事業者の費用負担とする。

6．焼却灰・飛灰

本施設において発生する焼却灰・飛灰の運搬及び処理に係る委託業者との契約及び費用負担は市による。

別紙 ４　特定調達品リスト

特定調達品リスト

設備名	装置名	部品名(機器名)	調達期間
受入供給設備	可燃性粗大ごみ破砕機	縦刃、横刃、油圧シリンダー他	４ヵ月
	汚泥受入、乾燥、供給設備	汚泥乾燥機、コンベヤ他	６ヵ月
給じん設備	ごみ投入ホッパ	ホッパ、ホッパゲート、ホッパーシュート	３ヵ月
焼却設備	給じん装置	給じん装置、鋳造品、押出装置シリンダー他	３ヵ月
	燃焼装置	火格子、サイド火格子、滑車、ロッド、駆動シャフト、シリンダー、シュート、伸縮継手他	５ヵ月
	焼却炉	焼却炉ケーシング(本体)	８ヵ月程度
		空冷ダクト	３ヵ月
		炉内耐火物類	３ヵ月
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室	本体	６ヵ月程度
		噴霧ノズル	３ヵ月
	排ガス減温用空気加熱器	本体、伝熱管、清掃装置	６ヵ月
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	本体	５ヵ月
	有害ガス除去装置	脱硝薬剤ノズル	３ヵ月
通風設備	空気予熱器	本体、伝熱管、清掃装置	６ヵ月
灰出し設備	焼却灰搬出装置	灰冷却装置本体 (プッシャー、ライナー、シリンダー他)	４ヵ月
		灰出装置、選別装置、搬送コンベヤ他	３ヵ月
	飛灰搬出装置	飛灰搬送装置他	３ヵ月
電気設備	各所現場制御盤	PLCソフトウェア	６ヵ月
計装設備	中央監視盤	PLCソフトウェア	６ヵ月
	ごみ処理プラント制御システム	ACCハード及びソフトウェア	８ヵ月
	ごみクレーン自動運転システム	ソフトウェア	６ヵ月
	計量器システム	ハード及びソフトウェア	６ヵ月

※１：調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

別紙 5　補修履歴

修繕リスト(2018-2020年度)

年度	修　繕　機　器	修　繕　額（円）
2018	空気圧縮機	1,825,200
	排ガス分析測定器	4,212,000
	１号バグフィルタースクリュー	969,840
	２号バグフィルタースクリュー	999,000
	モーノポンプ	3,142,800
	切替コンベヤ・ガス検知器・粒度選別機・破砕機	1,470,960
	合計	12,619,800
2019	排ガス分析測定器	4,279,000
	脱臭装置	3,630,000
	ろ過式集じん器	8,305,000
	２号誘引送風機	3,135,000
	空気圧縮機	1,188,000
	セメント不適物搬送コンベヤ・ごみクレーン・高圧洗浄機 ガス検知器・防臭剤噴霧装置・誘導灯	1,742,340
	合計	22,279,340
2020	１号誘引送風機	3,300,000
	１号灰冷却装置	5,280,000
	可燃性粗大ごみ破砕機	905,300
	中央操作盤DCS装置	957,000
	排ガス分析測定器	4,224,000
	１・２号４分析計サンプリングクーラー	1,232,000
	電気設備点検	3,749,900
	NO.2ごみクレーン	2,090,000
	NO.2ごみクレーンバケット	4,510,000
	小型空気圧縮機	1,738,000
	１・２号焼却炉・２号投入ホッパ・２号灰冷却装置	47,663,000
	１・２号排ガスダクト・中央監視装置・防火シャッター 飛灰搬出口・エアコン	1,418,340
	合計	77,067,540

別紙 6　予備品・消耗品リスト

予備品・消耗品リスト１／２

機器名称	設置台数	予備品		消耗品	
		部品名称	納入数量	部品名称	納入数量
「受入供給設備」					
ごみ計量機	1台			計量用紙	3年分
				集計用紙	3年分
				インクリボン	3年分
ごみクレーン	1台	パイロットランプ	100%	ワイヤーロープ	3組
		ヒューズ	100%	巻上用ブレーキ	10%
				ライニング	
				カーボンブラシ	100%
				バケット用	
				キャプタイヤケーブル	3本
				照明灯位置表示灯	100%
汚泥受入・乾燥・　供給装置	1基	圧力センサー	100%	グランドパッキン	100%
脱臭装置	1式	バルブ	100%		
		バルブシュート	100%		
		ダイヤフラム	100%		
		ダイヤフラムシート	100%		
「燃焼設備」					
焼却炉	2基	耐熱ガラス	2枚	マンホールパッキン	100%
		火格子	6個		
再燃焼室		耐熱ガラス	2枚		
「燃焼ガス冷却設備」					
ガス冷却室	2基	噴射ノズル	4本	噴射水ノズルチップ	24個
				マンホールパッキン	100%
「排ガス処理設備」					
ろ過式集じん器	2基	ろ布	20本	マンホールパッキン	100%
		リテーナ	2本	軸シールパッキン	100%
有害ガス除去装置	2炉分	プロワ用Ｖベルト	100%		
		サイロ用ろ布	50%		
排ガス減温用送風機	2基			マンホールパッキン	100%
排ガス減温空気加熱器	2基			マンホールパッキン	100%
「余熱利用設備」					
ポンプ	1式			グランドパッキン	100%
				メカニカルシール	100%
槽、タンク類	1式			マンホールパッキン	100%
「通風設備」					
押込送風機	2台			マンホールパッキン	100%
誘引送風機	2台	カップリングゴム	100%	マンホールパッキン	100%
空気予熱器	2基			ガスケット	100%
煙突	1式			マンホールパッキン	100%

予備品・消耗品リスト２／２

機器名称	設置台数	予備品		消耗品	
		部品名称	納入数量	部品名称	納入数量
「灰出し設備」					
灰搬出装置	1式	コンベヤチェーン	4リンク		
		スクレーパ	4丁		
「給水設備・排水処理設備」					
一般渦巻ポンプ	1式			グランドパッキン	100%
				メカニカルシール	100%
水中ポンプ	1式			メカニカルシール	100%
槽、タンク類	1式			マンホールパッキン	100%
「電気設備」					
電気関係	1式	電力ヒューズ		表示灯	100%
		限流ヒューズ		ヒューズ	100%
「計装制御設備」					
計装関係	1式			記録紙	3年分
				インク	3年分
				熱電対	3本
		各種リレー	20%		
「その他設備」					
油脂類				モービル油	3年分
				(タービン油含)	
				普通グリース(4kg入)	3年分
				耐熱グリース(4kg入)	3年分